

薬生食輸発0702第1号
平成30年7月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産そら豆のフルキンコナゾール及び中国産しょうがのチアメトキサム)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号（最終改正：平成30年6月19日付け薬生食輸発0619第3号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した、オーストラリア産そら豆及び中国産生鮮しょうがのモニタリング検査において、残留農薬の食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、オーストラリア産そら豆及び中国産しょうがに係る残留農薬のモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
平成30年7 月2日	オーストラリア	そら豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (フルキン コナゾール)	PETERS COMMODITIES PTY. LTD.
	中国	しょうが及びその加工 品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (チアメト キサム)	WEIFANG BRIGHT OCEAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.